

第35回芦屋市入札監視委員会議事概要

(様式第2号)

第35回 芦屋市入札監視委員会 議事概要

日 時	平成29年11月20日(月) 13:00~15:00
場 所	北館4階 教育委員会室
出席者	委員長 松山 治幸 委員 小島 幸保 委員 富田 智和 事務局 佐藤副市長 山口総務部長 坂恵契約検査課長 尾高建築課長 藪田環境施設担当課長 宮本道路課長 北村下水処理場長 契約検査課職員
事務局	総務部 契約検査課
会議の公開	<input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <非公開・一部公開とした場合の理由> 芦屋市入札監視委員会規則第5条第5項
傍聴者数	0 人(一部公開の場合に記入すること。)

1 会議次第

(1) 議事

- ① 入札・契約手続の運用状況等の報告(平成29年度上半期執行分)
- ② 芦屋市での入札不調・不落の状況について
- ③ 競争入札にかかる指名停止等の措置基準適用状況報告(平成29年度上半期執行分)
- ④ 随意契約サンプリング調査結果報告(平成29年度第1四半期・第2四半期調査分)
- ⑤ その他

2 提出資料

- 資料(1) ア 入札状況及び随意契約内容一覧表 平成29年度上半期
(平成29年4月1日~平成29年9月30日)
- イ 契約検査課所管公共工事入札状況 予定価格段階別一覧表
- ウ 契約検査課所管公共工事入札状況 参加業者・落札業者区分別一覧表
①~④抽出事案関係書類(写し)
- 資料(2) 芦屋市入札状況 不調不落発生件数
- 資料(3) 随意契約サンプリング調査結果報告【平成29年度 第1・2四半期】

第35回芦屋市 監視委員会議事概要

(1) 入札・契約手続の運用状況等の報告（平成29年度上半期執行分）

（質疑・意見）入札不調の傾向は増加・減少・横ばいで表すとどのような状況ですか。

（事務局）入札不調の件数は、前年度の上半期と比較すると10件増加しています。不調が増えている分、再度入札を行うため、入札件数も増加したものです。

（質疑・意見）入札不調の主な原因は技術者の配置の問題ですか。

（事務局）積算が予定価格と合わないため辞退されているものも一部ありますが、40%強が技術者不足または業務多忙のためという事業者側の都合で辞退されています。

（質疑・意見）事業者側の都合で辞退されているのは景気が良いためですか。

（事務局）特に少額案件に辞退が多いのですが、技術者不足のため、金額の低い案件に手を挙げてしまうと、高額案件の発注がされたときに手を挙げられなくなってしまうことが大きな理由と考えられます。

（質疑・意見）入札が2回不調となった後は、随意契約という流れがしばしばあるが、1者入札で不調となった際にも金額は提示させていますか。また、その後の随意契約については提示した金額で契約しているのですか。予定価格どおりの契約となっているものも見受けられます。

（事務局）条件付き一般競争入札の場合は参加申請の段階で1者であれば、その時点で中止となるため提示はありませんが、指名競争入札の場合は入札の段階まで進みますので提示することになります。随意契約となった場合には、所管課にて再度見積もりを徴取して決めておりますので、必ずしも提示した金額で契約しているわけではございません。

（質疑・意見）落札率が90%を超えてくると競争性が働いていないと感じます。改めてお聞きしますが、剪定業務委託については市としてどのように考えていますか。

（事務局）前々回の監視委員会の際にご指摘を受けましたので、その後、同様の案件を入札した際に各事業者から積算内訳を取り、確認しましたところ、積算については、問題はないと判断しております。本市と他市の剪定業務が異なると思われる点は、街路樹剪定士を求めているところです。市民の方からの要望等にお応えするため、街路樹剪定士を配置し適切に対応してもらっておりますので、その点が入札金額に影響していると考えております。

（質疑・意見）指名競争入札の物件のNo. 1, No. 2については、2件とも8者指名して7者応札しているのに落札率100%となっていますが、何故ですか。

（事務局）本件については、予定価格を決定するために3者から見積りを取り、その中の最低価格を予定価格とした結果、その額が最低価格であったため、落札率が100%となっています。

（質疑・意見）単純平均落札率について、10%近く上昇した要因は全ての工事に最低制限価格を適用したためということですが、今後はこの水準が続くと思いますか。

（事務局）公契連モデルの見直しで最低制限価格が上昇しており、今後も見直しがあれば、若干上昇していくものと考えています。

(1) ①芦屋市立浜風小学校大規模改修工事（Ⅱ期工事）

（質疑・意見）夏休みの期間は集中的に工事できるでしょうが、授業のある期間については難しかったのではないですか。

（事務局）内部については夏休み期間中に実施する条件で発注し、外部については夏休み期間後も工事可能としていましたが、音や臭いもありますので、学校側にもご協力いただいていた実施となりました。

（質疑・意見）他の学校もこれから改修を行っていく予定はありますか。

（事務局）学校園の改修について、おおよそ完了してきておりますが、今後も一部の学校の改修等が残っている状況です。

（質疑・意見）経審の総合評定値は財務内容や安全管理面等の複数の要素を含むものですが、参加資格条件として市外1015点、市内900点としている差の程度についてはどう考えていますか。

（事務局）市外1015点、市内900点というのは、本市の工事格付区分における点数の下限となっております。市内業者については市外業者よりも本市との関わりが深く、また地域事情を把握していること等も考慮し、一つ下の区分の事業者まで参加できるようにしています。

（質疑・意見）最低制限価格が事後公表であるのに、5者が全て予定価格の90%で応札しているのは、何故ですか。

（事務局）最低制限価格については予定価格の70%から90%の間となっておりますので、直接工事費の割合が高く90%を超えてしまう工事については最低制限価格が90%となってしまう。但し、現在は県の算出に合わせ、直接工事費相当額で最低制限価格を算出するため、実際の最低制限価格は89.4%であり、90%を超える工事とはなっていませんが、事業者の方では90%と想定して応札しているものと考えられます。今後、直接工事費相当額で算出していることが認識されてきますと、微妙に各事業者の金額に差が出てくると考えております。

(1) ②芦屋市廃棄物運搬用パイプライン施設センター設備補修工事

（質疑・意見）指名業者の中で市内業者はいるのですか。

（事務局）市内業者はおりません。全て市外業者であり、他県の事業者も指名しています。

（質疑・意見）近畿圏外の業者は距離的に辞退ということもあるでしょうね。

（質疑・意見）パイプラインを実施している他の自治体はありますか。

（事務局）関東方面にいくつかありますが、近くでは大阪市の南港のみになります。

（質疑・意見）パイプラインの設備は特殊であっても、工事内容は普通ではないのですか。

（事務局）本市も、工事内容は特殊なものではなく一般的なものと考えています。但し、システマ的に国内では事例が少ないものですので、なかなか参加いただけていない状況です。

(1) ③市内一円公益灯補修工事（その2）

（質疑・意見）単価契約ですが、総額はいくらですか。

(事務局) 発注見込額は600万円になります。

(質疑・意見) 公益灯とは何を指すのですか。工事の内容はどういったものですか。

(事務局) いわゆる街灯で、道路照明灯や防犯灯とも呼ばれるものです。本件では一部公園灯も含まれます。内容は主に球切れの補修です。LED化は別案件で実施しています。

(質疑・意見) 発注見込額600万円はどのように算出しているのですか。

(事務局) 蛍光灯や水銀灯には平均寿命がありますので、それを鑑みて、累計の想定をしています。

(質疑・意見) 上半期、下半期に分けているようですが、上半期はどのような状況でしたか。上半期と下半期では単価は異なるのですか。

(事務局) 上半期は想定内の発注量でした。単価については上半期も下半期と同じ事業者が落札しましたが、単価は入札によって決まりますので若干異なります。

(1) ④大東ポンプ場 No. 2エンジン整備工事

(質疑・意見) 本件は、雨水を汲み上げるディーゼルエンジンのポンプを整備する工事ですが、当該製品の製造メーカーに施工させないといけないものとは思えないのですが。

(事務局) 製造メーカーは、本製品に精通しており、同一業者以外の者に施工させた場合、既設のポンプの使用に著しい支障が生じる恐れがありますので、単者での随意契約としています。

(質疑・意見) 常時動いているポンプですか。

(事務局) 大東ポンプ場では電動機のポンプ2台と、ディーゼルエンジンのポンプ2台の構成となっています。ディーゼルエンジンのポンプは、常時ではなく手動にて稼働するものですが、豪雨の際にはすぐに状況を判断して稼働させなければ浸水する恐れがあります。

(質疑・意見) 本整備工事は定期点検にあたるものですか。

(事務局) 車のエンジンでいえばオーバーホールにあたります。ピストン一つずつを全て分解して寸法を測り、摩耗していないかの点検を行いシールやパッキン類の消耗品は取替えるものです。

(2) 芦屋市入札状況 不調不落発生件数

(質疑・意見) 昨年度より不調が増えているが、例年、上半期より下半期の方が、不調が増加する傾向があると思いますが。

(事務局) そのとおりです。

(質疑・意見) 不調となるのは入札者が0者か1者の場合で、どちらの方が多い状況ですか。

(事務局) 少額案件の場合は1者が多く、高額案件については0者が多くありました。

(質疑・意見) 不調となった案件は、最初から入札をやり直しているのですか。

(事務局) はい。現在は再度入札を実施しています。

(質疑・意見) 1者入札を有効にすれば、状況は変わるのですか。

(事務局) 今回の不調不落案件の大半が少額の指名競争入札の案件で、現在、指名競争入札の1者入札について有効とすることは考えておりませんので、これらの状況が改善され

ることはありません。

(質疑・意見) 1度不調になってから指名数を増やしている案件も見られますが、最初から指名数を増やしておかないのですか。

(事務局) 機械器具設置工事等の以前より不調が多い工種については、少額案件であっても、最初から10者指名する等の工夫をしているところですが、それでも辞退が多く不調となるため、どのようにするのが適切か苦慮しているところです。阪神間でも少額案件については不調が増加していると聞いています。

(質疑・意見) やはり下半期は不調が増加すると思いますか。

(事務局) 不調が続いてきている中で、案件によっては指名数を増加させたり、工事を抱き合わせにして発注したりと工夫はしていますので、抑えられればと思います。ただ、抱き合わせで発注することで逆に不調になった例もありました。

(質疑・意見) 指名数が5者は少ないのではないですか。

(事務局) 市内業者が少ない本市において、市内業者の指名機会への配慮を考えると、500万円以下の少額案件については5者というのが、現在は適切と判断しています。

(3) 競争入札にかかる指名停止等の措置基準適用状況報告(平成29年度上半期執行分)

(事務局) 指名停止措置については、今年度の上半期は1件も該当がありませんでした。

(4) 随意契約サンプリング調査結果報告(平成29年度第1四半期・第2四半期調査分)

(質疑・意見) 電気関係の少額案件が多数ありますが、まとめて発注はできないのですか。

(事務局) 契約検査課からも所管課にその都度確認しており、緊急性があるわけではないのですが、市民からの要望に応じて対応した結果であるとのことでした。

(質疑・意見) 防犯のことも考えると、できるだけ早くの対応ということはわかりますが、基本的には整備できているのではないのですか。

(事務局) 通常は単価契約の範囲で実施しているのですが、単価契約の項目以外のものは別途契約となっています。契約検査課からもできるだけ合わせて契約するようには伝えていきます。また、絶縁不良改修工事については至急の対応が必要なため、個別で契約していると聞いています。今後は単価契約の工種に追加できないか検討指示しています。

以上